特別教育等　修了証 再交付・書替え申込み方法

手順① 事前に修了証記載のご本人様から資格照会のお電話をお願いします。

淡路労働基準協会 TEL ０７９９－２３－０００７

当協会で再交付・書替えができる特別教育等の資格は、当協会が交付した修了証のみです。

◆アーク溶接特別教育　◆足場組立業務特別教育　◆安全管理者選任時研修
◆化学物質管理者講習　◆刈払機取扱い安全作業教育　◆小型車両系建設機械特別教育
◆５トン未満クレーン運転(床上操作式)特別教育◆酸欠危険作業特別教育◆自由研削砥石特別教育
◆職長等の安全衛生教育　◆職長・安全衛生責任者教育　◆新入社員安全衛生教育
◆チェーンソー特別教育　◆低圧電気取扱者特別教育　◆テールゲートリフター特別教育
◆フルハーネス型安全帯特別教育　◆粉じん作業特別教育　◆保護具着用管理責任者講習
その他特別教育については、お電話にてお問い合わせください

※他の講習機関や兵庫県下の労働基準協会で取得した特別教育等の修了証の再交付は、取得した講習機関でのみ再交付が可能です。どこで取得したか分からない方は、同時に取得した方にお尋ねになるか、思い出していただく以外に方法はありません。

手順②　申込書にご記入ください。

手順③　必要書類を揃えて郵送又は窓口でお手続きください。

必要書類		郵送			窓口		
		再交付		書替	再交付		書替
		滅失	損傷		滅失	損傷	
申込書		●	●	●	●	●	●
本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード 等	●	●	●	●	●	●
手数料	1種類につき 2,200 円(税込)	●	●	●	●	●	●
旧修了証	滅失以外は、返却が必要です。 滅失の場合は、申込書の再交付等の理由の滅失に〇印と、滅失等の状況をご記入ください。		●	●		●	●
戸籍抄本等	変更前後の氏名が記載されたもの			●			●
返信用封筒	定型(長3)封筒に 460 円分の切手を貼り、修了証の送付先をご記入ください。	●	●	●			

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合は、申込書の希望「有」を〇印で囲み併記を希望する氏名又は通称をご記入のうえ、旧姓又は通称が確認できる書類を添付してください。

旧姓の場合：戸籍抄本(コピー不可)、住民票(コピー不可)等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票(コピー不可)などの公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

<郵送でのお申込み>

必要書類を全て封入し、現金書留にて郵送してください。

本人確認書類は写しをお送りください。(住民票の場合は原本)

<窓口でのお申込み>

必要書類をお持ちのうえ、ご来会ください。

※代理の方がいらっしゃる場合は、委任状と代理の方の本人確認書類が必要です。
申込書及び委任状は、全て修了者ご本人がご記入ください。
修了者の本人確認書類の写しも必要です。

【お問合せ・お申込み先】
淡路労働基準協会
〒656-0014
洲本市桑間295－2
TEL　0799－23－0007
窓口受付時間　9:30～16:30
(土・日・祝日及び当協会指定休業日をのぞく)